

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	訓子府町

訓子府町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 訓子府町農林商工課林務係
所在地 北海道常呂郡訓子府町東町398番地
電話番号 0157-47-2116
FAX番号 0157-47-2600
メールアドレス nourinsyokou@town.kunneppu.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、カラス類（ハシブトカラス、ハシボソカラス）、ハト類（ドバト、キジバト）、アライグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	訓子府町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	スイートコーン	0.45ha 226千円
	デントコーン	0.85ha 519千円
	玉葱	0.15ha 636千円
	小麦	0.60ha 384千円
	ビート	1.30ha 1,345千円
	ばれいしょ	1.52ha 2,863千円
	牧草	※令和5年度調査時に被害報告は無かったが、依然として被害は出ている模様。
ヒグマ	デントコーン	0.10ha 61千円
キツネ	玉葱	0.30ha 1,272千円
	ビート	0.35ha 362千円
カラス類	スイートコーン	0.35ha 176千円
	玉葱	0.10ha 424千円
	ビート	0.10ha 103千円
	ばれいしょ	0.10ha 188千円
	小麦	0.10ha 64千円
	大豆	0.10ha 32千円
ハト類	畜舎内の飼料等	※令和5年度調査時に被害報告は無かったが、依然として被害は出ている模様。 (被害額の調査は農作物のみ、乳牛等への被害未調査)

(2) 被害の傾向

- ・ エゾシカ

平成16年、17年の2ヶ年で全町的に鹿防護柵を設置。(設置以降、被害は減少したものの、柵の切れ目等からの侵入で農業被害は依然として一定程度見られる。鹿柵設置外地域の被害が増大している。

また、柵の内部で出没した場合、場所によっては簡単に捕獲することができず、その対応に苦慮している。

被害内容は食害及び踏害であり、農業者の意欲減退及び農業所得の減少が懸念されている。春先には山林被害(樹皮の剥ぎ被害)も確認されている。

- ・ ヒグマ

主に山沿い付近の農地に出没し、農耕期には足跡・糞・農作物の食害や発見情報が寄せられている。近年、出没情報が多発していることから市街地に近い所での発見事例もあり地元では警戒を強めている。

なお、ヒグマには鹿防護柵設置の効果は無く、数度にわたり破壊され侵入した事例を確認している。

- ・ キツネ

住宅地での出没が目立ち、農作物の被害や捕獲の相談件数も年々増加している。

- ・ カラス類

農作物被害のほか、家畜にも被害が及んでいる。(子牛をつつかれて殺された、乳房をつつく等)

- ・ ハト類

農作物の被害や畜舎内の飼料被害や糞による被害が発生している。

- ・ アライグマ

近年、農地への出没が相次ぎ、農作物等の被害や捕獲の相談が寄せられている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
エゾシカ	4. 87ha 5, 973千円	4. 38ha 5, 376千円
ヒグマ	0. 10ha 61千円	0. 09ha 55千円
キツネ、 カラス類、 ハト類 アライグマ	1. 50ha 2, 439千円 ※農作物のみ、乳牛等への被害額未調査	1. 35ha 2, 195千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体等の協力を得て、銃器及び箱わな、くくりわな設置による捕獲を実施 くくりわなでの捕獲率向上のため、資格所有者に対して講習会を実施 担い手確保支援（狩猟免許取得費用の助成、講習会の実施） 捕獲機材の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 現地での有害鳥獣の視認が難しく、時間や場所によっては銃による捕獲に至らず、猟友会にとっては捕獲するまでの巡回が大きな負担である 猟友会会員の高齢化と会員減少に伴い担い手の育成が必要
防護柵の設置等に関する取組	<p><エゾシカ></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16、17年の2ヶ年にわたり中山間地域総合整備事業にて、町内全域約42kmに鹿防護柵を設置し対応 	<p><エゾシカ></p> <ul style="list-style-type: none"> 設置により被害は減ったものの、鹿の侵入を完全に遮断できる訳ではなく、柵の内部に侵入した鹿の捕獲対応が継続的に必要（農業被害は依然として一定程度見られる）

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> 畜産関係の被害状況の把握方法を検討 関係団体等の協力を得て、エゾシカ被害防除のパトロールを兼ねたライトセンサスやエゾシカの一斉捕獲の実施 関係団体等の連携のもと、有害鳥獣のより効率的な捕獲方法の模索や、被害農家自身が捕獲従事者となり捕獲できるよう、狩猟免許取得に向けた情報提供・啓発活動に努め担い手の育成を図り、今後の被害防止対策を推進していく。実施隊設置によるエゾシカの効率的な捕獲体制及び継続性の確立を検討する。くくりわなによる捕獲数の増加のため、新たな担い手の確保と、技術向上に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

訓子府町が被害情報を取りまとめ、関係団体等と対策に向けての協議を行い、有効的な捕獲方法（追払い、巡回、箱わな及びくくりわな設置、銃器使用等）を選択し、猟友会及びくくりわなの会が捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7年度～ 9年度	エゾシカ ヒグマ キツネ カラス類 ハト類 アライグマ	・ 一斉捕獲 ・ 捕獲機材の導入 ・ 担い手確保支援（狩猟免許取得費用の助成、講習会の実施）

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

<エゾシカ>

エゾシカライトセンサス、被害額調査、過去の捕獲頭数に基づき設定する。

<ヒグマ>

道東・宗谷東部地域の令和4年度のヒグマ個体中央値を訓子府町の森林面積の道東・宗谷東部地域の森林面積に対する割合で割り返すことにより、訓子府町のヒグマ生育数を算定し、被害額調査、過去の捕獲頭数に基づき設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等	捕獲計画数等	捕獲計画数等
	7年度	8年度	9年度
エゾシカ	300頭	300頭	300頭
ヒグマ	3頭	3頭	3頭
キツネ	20頭	20頭	20頭
カラス類	150羽	150羽	150羽
ハト類	60羽	60羽	60羽
アライグマ	5頭	5頭	5頭

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲予定場所は町内一円 ・ エゾシカ…銃による捕獲（４月～１０月及び３月）、一斉捕獲 くくり罠による捕獲（４月～１０月） ・ ヒグマ…銃及び箱わなによる捕獲（４月～１１月） ・ キツネ…銃及び箱わなによる捕獲（４月～３月） ・ カラス類…銃による捕獲（４月～３月） ・ ハト類…銃による捕獲（４月～３月） ・ アライグマ…銃及び箱わなによる捕獲（４月～９月） <p>※必要に応じて延長を図る</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象鳥獣（エゾシカ、ヒグマ）の捕獲活動を実施する上で、対象鳥獣捕獲員が業務上ライフル銃を所持及び使用する必要性があると認められる場合については協力するものとする ・ 実施時期（令和７年４月～令和１０年３月） ・ 捕獲予定場所（訓子府町内一円）

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度
[特になし]			

（２）侵入防止策の管理等に関する取組

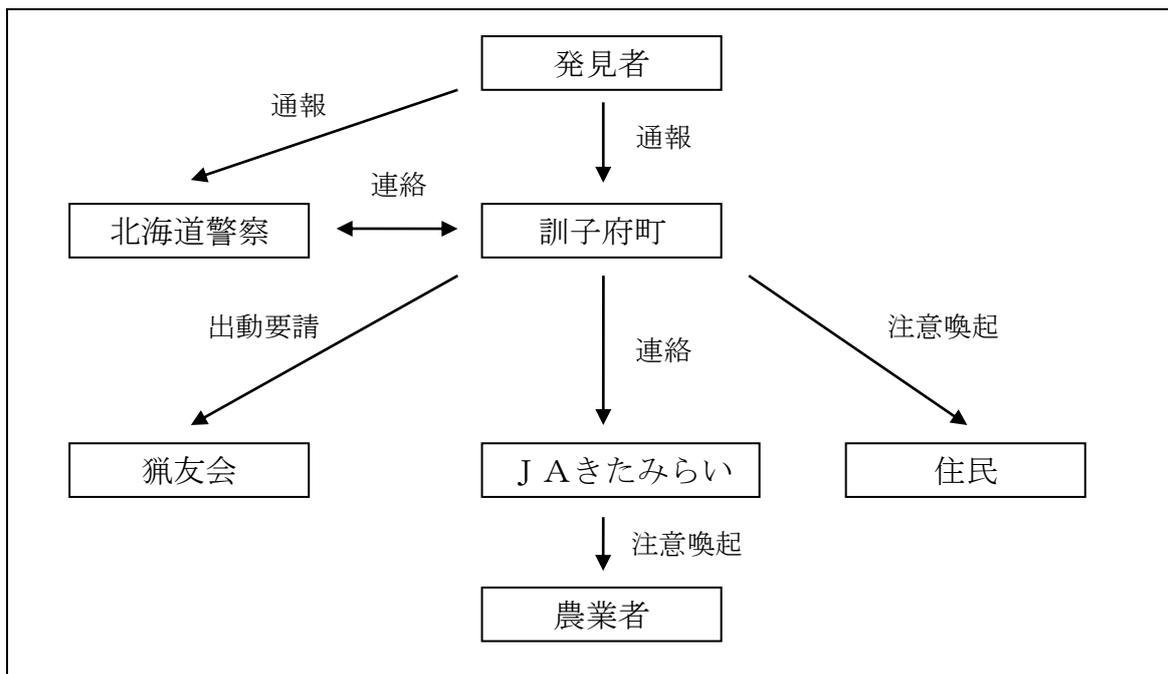
対象鳥獣	取組内容		
	７年度	８年度	９年度
エゾシカ	既存の防止柵の維持管理		

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
訓子府町	関係機関との連絡調整、住民への注意喚起
北海道猟友会北見支部訓子府部会	捕獲の実施、巡回
北海道警察訓子府駐在所	住民の安全確保、情報提供
J Aきたみらい	農業者への注意喚起

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

エゾシカ及びヒグマは、オホーツク農業協同組合連合会オホーツク地域化製場（湧別町）を中心に処理する。

ヒグマについては、内臓等の一部を北海道環境科学研究センターへ試料提供を行う。

7. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	訓子府町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
訓子府町	被害状況の把握・出没状況の把握及び住民への情報提供・有害鳥獣捕獲指示等の被害防止施策の実施
北海道猟友会北見支部 訓子府部会	有害鳥獣捕獲
J A きたみらい	農業被害実態調査・ヒグマ出没情報の農業者への周知
新生紀森林組合	林業被害の把握
くくりわなの会	有害鳥獣捕獲

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
オホーツク総合振興局	被害報告の取りまとめ、有害鳥獣捕獲許可等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

訓子府町鳥獣被害対策実施要綱第4条に基づき町長が北海道猟友会北見支部訓子府部会員の中から隊員として委嘱する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

〔特になし〕

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

〔特になし〕